

第5次岩手県食育推進計画の概要

■ 計画の期間

- ・ 第1次 H18～22
- ・ 第2次 H23～27
- ・ 第3次 H28～R2
- ・ 第4次 R3～R7
- ・ 第5次 R8～R12

■ 計画の位置づけ

- ・ 食育基本法第17条の規定に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策について定める計画
- ・ 「いわて県民計画(2019～2028)」における、「V 安全 29 食の安全安心を確保し、地域に根差した食育を進めます」を具体化する実行計画
- ・ 岩手県食の安全安心推進条例第18条に基づき、食育の推進を具体的に進めるための計画
- ・ 家庭、学校・幼稚園・保育所、地域、市町村や県など全ての食育関係者が協働して取り組む指針

■ 概要

〈基本目標〉

全ての県民が生涯にわたり、健全な食生活を営み、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと

〈基本理念〉

岩手の風土や文化などの特性を生かしながら、食に関わる人々への感謝と思いやりの念を深めつつ、食べることの大切さを理解し、安全・安心な食べものを選択する力や望ましい食習慣を育てます。

〈スローガン〉

「いきいき!健やか!岩手の食っ子!イーハトーヴの恵みを受けて」

◆現行計画の施策

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

- 1 乳幼児等の健全な食習慣の形成
- 2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成
- 3 生涯にわたる健全な食習慣の形成

II 食の安全安心を支える食育の推進

- 1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進
- 2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

III 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

- 1 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進
- 2 食文化や食生活の継承

IV 地域に根ざした食育の推進

- 1 食育推進運動の展開
- 2 市町村や地域における食育の推進

【食を取り巻く社会環境の変化】

- ・ 個食、孤食の増加、共食の割合の減少
- ・ 食に関する経済性志向、簡便化志向
- ・ 食の外部化の進展 ・子どもの朝食の欠食率の増加
- ・ 家庭環境の変化に伴う食の乱れや健康影響
- ・ 野菜摂取量の減少 ・食に関する情報の氾濫
- ・ 生産者と消費者との関係の希薄化
- ・ 少子高齢化 ・食料自給率:38%
- ・ 食品ロス:464万トン

【国の食育推進基本計画の重点事項】

- (1) 学校等での食や農に関する学びの充実
- (2) 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進
- (3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

【国の重点事項の方向を踏まえた取組】

- (1) 学校における食育の推進(1-2-(1))、肥満予防・改善のための取組支援(1-2-(2))、「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ(1-2-(4))、学校等における農林漁業体験学習の支援(3-3-(1)) 等
- (2) 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進(1-3-(1))等
- (3) 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消取組の支援(3-1-(1))、「食べよう!いわての美味しいお米。」運動の推進(3-1-(2))、学校等における農林漁業体験学習の支援(3-3-(1))、都市と農山漁村の交流人口の拡大(3-3-(2)) 等

◆現行計画の取組状況と課題

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

- ・ 朝食を毎日食べる子どもの割合は、小中高校生ともに年々減少。学年が上がるにつれて、その割合は低下。
- ・ 肥満傾向のある割合は、高校2年生では改善傾向だが、小学5年生・中学2年生では悪化している。

【課題】

- ・ 子どもの朝食の欠食率と肥満率は、やや悪化しており、改善に向けた継続した取組が必要。
- ・ 本県が全国ワーストである脳卒中死亡率等、大人の食生活の改善も課題であり、子どもから大人まで地域のあらゆる場を通じた食育の推進が必要。

II 食の安全安心を支える食育の推進

- ・ 産地偽装、食中毒の継続的な発生や、健康食品による健康被害等、県民の食に対する不安を増す新たな事案が発生。
 - ・ 購入する食品の安全性・信頼性に不安を感じる人の割合は、低下しているものの依然として高く推移 (R1:49.3%→R6:44.5%)。
- #### 【課題】
- ・ 県民が食に関する正しい情報を適切に選択し、安全な食品を自ら判断できる力を養えるように、情報発信やリスクコミュニケーションなどの継続的な取組が必要。

III 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

- ・ 農林漁業体験学習のインストラクター派遣等は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い減少したが、回復傾向にある (R1:25,304人→R3:8,568人→R6:19,796人)。
- ・ 学校給食における県産食材の利用割合(金額ベース)は、増加傾向、国産食材の利用割合(金額ベース)は、横ばい傾向。
- ・ 希望郷いわてモニターアンケートでは、「今後、行いたい食育の取組」で最も多かったのは「食品廃棄物の削減」(R6:66.1%)であり、環境負荷の低減について県民が関心を寄せている。

【課題】

- ・ 食料供給県として、安定的・持続可能な生産を支える取組の推進が必要。
- ・ 環境と調和のとれた持続可能な食料の生産・消費への理解を深める、食品ロスの削減等に取り組む必要がある。
- ・ 農林漁業体験や域内での農林水産物の消費などを通じた、食に対する感謝の気持ちの醸成や生産者と消費者との結びつきを深める取組が継続的に必要。

IV 地域に根ざした食育の推進

- ・ 食育推進運動を県民運動として全県的に展開するため、設立された「岩手県食育推進ネットワーク会議」を軸とし、20年にわたり食育月間の取組や食育普及啓発キャラバン等の取組を実施。
- ・ 市町村の食育推進計画の策定率は100%(R6)であり、食育に関する取組が行われている。

【課題】

- ・ 食育の推進を図るため、県民運動として更なる深化と広がりが必要。
- ・ 事例の共有等を通じた市町村の取組の支援。

■【参考】意識調査の結果 (令和6年度希望郷いわてモニターアンケート調査結果)

- ・ 食育に関心がある・どちらかと言えばある人の割合 R6:89.8%
- ・ 食育の取組を行っている・できるだけ取り組むようにしている人の割合 R6:53.6%
- ・ 食育の取組を取り組みたいと思っているが実際に取り組んでいない人の割合 R6:38.6%

施策の方向(4つの柱と具体的施策)

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

1 乳幼児等の健全な食習慣の形成

- (1) 妊産婦や乳幼児の食事指導への支援
- (2) 子育て相談の実施
- (3) 口腔の健康づくりの推進
- (4) 特定給食施設等への指導

2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成

- (1) 学校における食育の推進
- (2) 肥満予防・改善のための取組支援
- (3) 地域との連携による推進
- (4) 「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ

- (5) 教育振興運動の展開
- (6) 口腔の健康づくりの推進
- (7) 特定給食施設への指導(再掲)

3 生涯にわたる健全な食習慣の形成

- (1) 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進
- (2) 食事バランスガイドの普及
- (3) 食生活改善ツール等の活用及び普及

- (4) 健康づくりボランティア等の育成・活動支援のための研修等の実施
- (5) 栄養・健康づくり関係者の資質向上のための研修等の実施
- (6) 地域の食生活習慣実態の調査の実施
- (7) 飲食店等の栄養成分表示等の促進
- (8) 口腔の健康づくりの推進
- (9) 特定給食施設への指導(再掲)

- 1 乳幼児に加え、妊娠前からの食事バランスガイドに基づく支援のほか、口腔の健康づくりの推進 等
- 2 学校における「食習慣」「運動習慣」「生活習慣」形成による一体化した取組の支援や「食育だより」等を通じた情報提供 等
- 3 大人が食生活改善に取り組むための情報発信等による「大人の食育」の推進

II 食の安全安心を支える食育の推進

1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進

- (1) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施
- (2) 食の安全安心に関する出前講座等の実施
- (3) 食品の安全性等に関する情報の発信
- (4) 災害発生に対応した食の安全安心の確保
- (5) 学校における食育の推進(再掲)

2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

- (1) 食品に関するトレーサビリティ制度の普及
- (2) 食品表示に関する店舗への指導
- (3) 食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実
- (4) 食品の適正表示を推進する者の養成
- (5) 食品表示に関する相談の実施
- (6) 自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供

- 1 食の安全安心に関する出前講座や相互理解を進めるリスクコミュニケーションの実施、SNS等を使った情報の発信 等
- 2 食品表示に関する適正な店舗指導、自主回収報告制度の確実な実施と県民へのSNS等による情報提供 等

III 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進【新】

- (1) 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消に関する取組の支援
- (2) 「食べよう!いわての美味しいお米。」運動の推進
- (3) 農業の活性化や地域資源の高付加価値化を通じた所得と雇用機会の確保【新】
- (4) 地域を広域的に支える体制・人材づくりなどを通じた集落機能の維持【新】

2 環境に配慮した食料生産・消費の推進【新】

- (1) 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進【新】
- (2) 食品ロスの削減や環境に配慮した食生活の推進

3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進【新】

- (1) 学校等における農林漁業体験学習の支援

(2) 都市と農山漁村の交流人口の拡大【新】

4 食文化や食生活の継承

- (1) 食の匠の活動支援
- (2) 食生活改善推進員等の活動支援
- (3) 学校給食への郷土料理の活用
- (4) 学校における食育の推進(再掲)
- (5) 「食べよう!いわての美味しいお米。」運動の推進(再掲)

・食料供給県として安定的・持続可能な生産を支えるため、項目1を設定。
・環境と調和のとれた持続可能な食料の生産・消費への理解を深めるため、項目2を設定
・農林漁業体験等で生産者と消費者との結びつきを深めるため、項目3を設定

- 1 地産地消運動等を通じた県産農林水産物の利用促進、農山漁村の活性化に取り組む地域運営組織の育成や活動支援 等
- 2 環境保全型農業の理解醸成のためのセミナー等の開催、食品ロス削減に向けた普及啓発 等
- 3 農林漁業体験学習への体験インストラクターの派遣、グリーンツーリズムによる拡大に向けた各地域協議会の受入活動の活性化に向けた支援 等
- 4 「食の匠」の活動や学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催の促進、食生活改善推進員の活動支援 等

IV 地域に根ざした食育の推進

1 食育推進県民運動の展開

- (1) 食育推進県民運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体間の連携強化

- (2) 食育月間等における食育の普及
- (3) 食育推進貢献者等の表彰の実施

- (4) 食育に関する広報活動の推進
- (5) 企業における食育活動の推進

2 市町村や地域における食育の推進

- (1) 市町村等における食育推進の支援

1 岩手県食育推進ネットワーク会議など関係主体との連携の強化

- 食育月間や食育に関連する行事における普及啓発活動 等

- 2 市町村食育業務担当者研修会の開催、優良事例の共有、子ども食堂等の居場所づくりの取組の支援と食育への配慮 等

●計画の推進・進捗管理

- 市町村との連携及び県民との協働により推進
- 達成状況をPDCAサイクルによって評価するために指標を設定。
- 毎年度、岩手県食の安全安心委員会による評価を受け、内容を公表。必要に応じて、計画の見直しを行う。

第5次岩手県食育推進計画 指標項目

○主要指標

大項目	中項目	指標項目		基準年度 現状値 (R6)	目標年度 (R12)	目標の考え方
Ⅰ 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	1 乳幼児等の健全な食習慣の形成					
	2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	1 児童・生徒の朝食欠食率	小学校4年生	4.4%	0%に近づける※1	・小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である0%に近づけることを目指します。
			中学校3年生	12.0%		
			高校3年生	18.0%		
		2 肥満傾向のある割合	小学校5年生	15.5%	13.5%	・小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 ・令和6年度の東北6県の中で肥満傾向割合が最も低い数値を目指します。
			中学校2年生	13.0%	11.7%	
			高校2年生	12.0%	10.2%	
	3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	3 食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合		89.8%	90%以上	・大人の食生活改善の基盤となる大人の食育に対する意識の状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指す。
	1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	4 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの理解度		96%	96%	・食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進の状況を把握するために設定するもの。 ・令和6年度の実績と同等の理解度を維持します。
		5 食の安全安心に関するSNS（X）の投稿閲覧数		38,400回	40,000回	・食品情報の提供と食品表示の適正化の推進の状況を把握するために設定するもの。 ・食中毒対策や食品表示など、消費者のニーズに応じた食品に関する正確な情報を幅広く発信するもの。過去実績を上回る40,000回を目指します。
	2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	5 食の安全安心に関するSNS（X）の投稿閲覧数		38,400回	40,000回	・食品情報の提供と食品表示の適正化の推進の状況を把握するために設定するもの。 ・食中毒対策や食品表示など、消費者のニーズに応じた食品に関する正確な情報を幅広く発信するもの。過去実績を上回る40,000回を目指します。

○参考指標

大項目	中項目	指標項目		基準年度 現状値 (R6)
Ⅰ 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	1 乳幼児等の健全な食習慣の形成	1 3歳児のむし歯のある者の割合		9.9%
	2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	2 体力向上、学校保健、食育における学校担当者を対象とした研修会の実施回数		3回
		3 12歳児の（永久歯）むし歯のある者の割合		22.3%
		4 食に関する指導の全体計画作成校の割合	小学校	小：100% 中：98.6% 高：42.1%
			中学校	
			高校	
		5 肥満予防・改善取組実施校の割合	小学校	小：96.2% 中：94.0% 高：88.2%
			中学校	
			高校	
		6 教育振興運動における食育活動数		173件
	3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	7 主食・主菜・副菜をほとんど毎日揃えて食べる者の割合（20歳以上）		57.5% (R4)
		8 食生活改善に関する出前講座等の実施回数		107回
		9 60歳代における咀嚼良好者の割合		82.9% (R4)
		10 食塩摂取量の平均値（20歳以上）		10.1g (R4)
		11 毎日最低一食は家族や友人などと一緒に30分以上かけて食事をしている者の割合（20歳以上）		57.9% (R4)
Ⅱ 食の安全安心を支える食育の推進	1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	12 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数		172人
	2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	13 食の安全安心に関する出前講座等における受講者数		3,311人

第5次岩手県食育推進計画 指標項目

○主要指標

大項目	中項目	指標項目		基準年度 現状値 (R6)	目標年度 (R12)	目標の考え方
Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進	1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進	6 学校給食における	県産食材の利用割合 (金額ベース)	61.0%	71.8%	・地産地消の取組を推進し、域内の農林水産物の消費拡大の状況を把握するため設定するもの。 ・令和6年度の東北6県の中で、県産食材、国産食材の使用割合が最も高い数値を目指します。
			国産食材の利用割合 (金額ベース)	90.4%	90.7%	
	2 環境に配慮した食料生産・消費の推進	7 食品ロス発生量	47,438トン (家庭系21,851トン、事業系25,587トン)		4.3万トン	・多様な主体との連携による食品ロスの削減の状況を把握するために設定するもの。 ・国の「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針（第一次）」を踏まえて、H30年度比で18%の削減を目指します。
	3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進	8 農林漁家民泊等利用者数※4	61,895 (人回)		75,000 (人回)	・都市と農山漁村の交流人口の拡大を図る取組の状況を把握するために設定するもの。 ・R12(2030年度)の目標を、国の目標(R5→R12農泊地域の宿泊者数：1.5倍)と合わせ、R5年度目標(50,000人)の1.5倍となる75,000人とします。
	4 食文化や食生活の継承	9 食の匠による郷土料理紹介動画の視聴回数	13,404回		17,500回	・食文化の継承の推進状況を把握するために設定するもの。 ・現状の視聴回数の毎年5%ずつの増を目指します。
Ⅳ 地域に根ざした食育の推進	1 食育推進県民運動の展開	10 食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合(再掲)	89.8%		90%以上	・食育の普及状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。
	2 市町村や地域における食育の推進	11 市町村食育推進計画を策定している市町村の割合	100%		100%を維持する	・市町村等における食育推進を支援する取組状況を把握するために設定するもの。 ・市町村食育推進計画の改定に関する支援を行い、策定率100%を維持します。

○参考指標

大項目	中項目	指標項目		基準年度 現状値 (R6)
Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進	1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進	14 食育担当者、栄養教諭等を対象とした研修会の実施回数	2回	
		15 給食施設※2での県産食材利用率(重量ベース)	60.0%	
		16 県内産の農林水産物を利用している人の割合	82.9%	
		17 農山漁村発イノベーション※3による商品化件数(累計)	72件	
	2 環境に配慮した食料生産・消費の推進	18 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	74%	
	3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進	19 農林漁業体験インストラクター等の実施支援	実施件数	124件
			参加人数	19,796人
	4 食文化や食生活の継承	20 食の匠認定数(累計) 食の匠伝承活動回数	306人・団体 38回	
Ⅳ 地域に根ざした食育の推進	1 食育推進県民運動の展開	21 食育普及啓発キャラバン実施回数	5回	
		22 市町村食育推進担当者会議の開催	年1回	
	2 市町村や地域における食育の推進	23 食育の取組を行っている市町村の割合	100%	
		24 子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数	30市町村	

※1 当該目標は、健康上の理由から朝食摂取が困難な子どもに配慮し、安易に目標値の達成のみを追い求めることの無いように留意するものとする。

※2 県内の給食施設(県内小中学校、高等特別支援学校、保育所等(認可保育園、認定こども園)、社会福祉施設等、病院(県立・公立)及びいわて地産地消給食実施事業所において提供される給食)において、2年に1回(毎月の1週間)給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

※3 農山漁村発イノベーション：6次産業化を発展させた、地域の文化・歴史や景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な事業者が参画して新事業や付加価値を創出する取組。

※4 農林漁家民宿利用者数(日帰り含む)と体験型教育旅行受け入れ人数(日帰り含む)の合計値。

※5 黄色のセルは、第5次食育推進計画において新たに設定した指標である。